

## 国民年金保険料の控除証明書は大切に

平成21年中に納付した国民年金保険料は、所得税（住民税）の申告で全額が「社会保険料控除」の対象となります。

控除を受ける際は、申告書に、保険料を納付した証明書または領収書の添付が必要です。

このため、社会保険庁より「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき様式）が11月上旬または翌年2月に送付されますので、大切に保管しましょう。

### 11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に納付実績がある人

### 翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間にその年はじめて納付された人  
※納め忘れなどで納付が遅れると、証明書に記載されない場合があります。証明書に記載されない場合はあります。この場合は、控除額の証明に領収書が必要です。領収証明書は大切に保管しておいてください。  
※年末調整の手続きについては、税務署にご確認ください。

## 年金相談の便利なサービスをご利用ください

社会保険事務所では、年金相談の時間延長と休日相談を実施しています。

また、時間予約による年金相談も受け付けていますので、希望日の前日までに、電話で社会保険事務所までお申し込みください。

松山西社会保険事務所  
国民年金課

☎ 925-5175

庶務・年金給付課

☎ 925-5110

町民課住民係

☎ 985-4106

控除証明書専用ダイヤル

（平成21年11月2日～平成22

年3月13日 9時～17時（日

曜日・祝日を除く）

☎ 0570-070-117

☎ 03-6700-1130

（IP・ひかり電話専用）

### ●相談時間延長

毎週月曜日 19時まで（月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日）

### ●休日相談

毎月第2土曜日 9時30分～16時

## 乳幼児・母子家庭・重度心身障害者医療費受給者の皆さんへ

健康保険証が変わったときは変更の提出が必要です。

政府管掌健康保険の健康保険証（オレンジ色）が全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険証（水色）に順次切替わっています。

変更のあった人は、福祉課までお越しください。事情により来庁できない場合はご相談ください。

### 持参物

①新しい健康保険証

②認印

③医療費受給者（資格）証

### 担当窓口

●乳幼児・母子家庭医療費受給者証  
福祉課児童福祉係  
☎ 985-4114

●重度心身障害者医療費受給者証  
福祉課障害福祉係  
☎ 985-4112

## 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待防止推進月間標語

『守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ』

松前町では、要保護児童の早期発見や適切な保護のため、松前町要保護児童対策地域協議会を設置し、警察署、児童相談所、保健所、医師、民生児童委員などの関係機関と連携・情報交換や支援の内容を協議しています。

児童虐待などの対策は早期発見が重要です。皆さんも周りの児童に関心を持っていただき、情報提供にご協力ください。

☎ 福祉課児童福祉係 985-4114  
☎ 中央児童相談所 922-5040

## 特設人権相談所（DV相談）を開設します

相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。また、当日は無料電話相談も行っています。

日時 11月25日(水)10時～15時  
場所 松前総合文化センター 2階ふるさと学習室  
電話番号 985-1313  
相談員 人権擁護委員

☎ 社会教育課人権教育係 985-4137